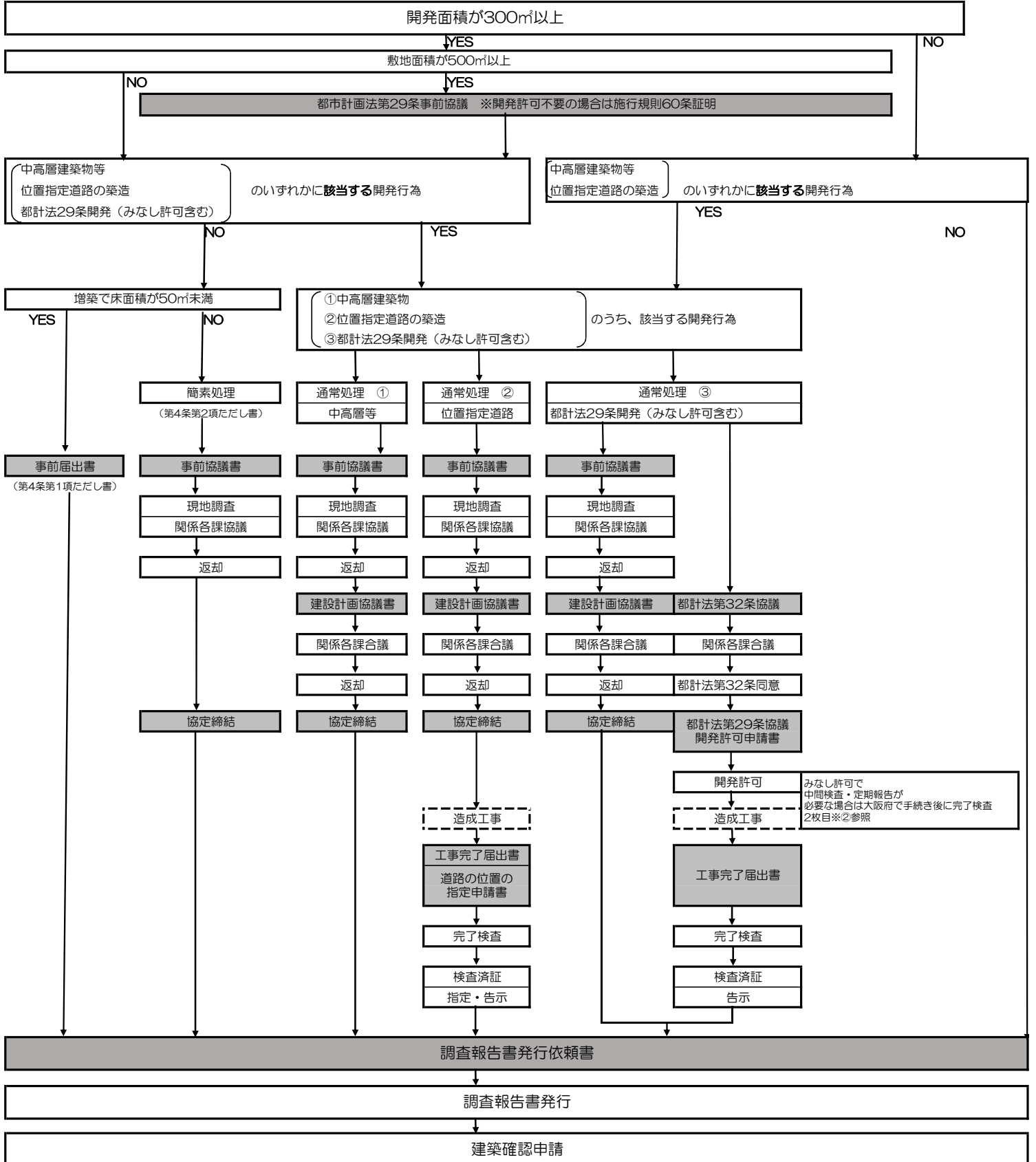


★「宅地造成及び特定盛土等規制法」の改正に伴い、令和6年4月1日より守口市全域で宅地造成等工事規制区域での制限がかかります。守口市域において都市計画法第29条の許可が不要の場合、「宅地造成規制法及び特定盛土等規制法」第12条の許可の要否を確認する場合は、守口市へ申請される前に大阪府審査指導課にて当該許可が必要かどうかをご確認ください。その上で、当該許可が必要な場合は別紙フロー（2枚目※①参照）に基づき、守口市経由で「事前協議書（大阪府様式）」を提出いただきます。

※ 都市計画法第29条の開発許可を受けて行う開発行為が、盛土規制法の許可を要する規模に該当する場合、当該開発行為は盛土規制法の許可を受けたものとみなされます（以下「みなし許可」といいます）ので守口市が窓口・許可権者であり、下記表③の流れとなります。

【事前協議等のフロー ※確認申請まで】



みなし許可で
中間検査・定期報告が
必要な場合は大阪府で手続き後に完了検査
2枚目※②参照

- ※① 都市計画法第29条の許可が不要の場合で
大阪府審査指導課にて宅地造成規制法及び特定盛土等規制法第12条の許可を行う場合

手続きの流れ

【申請地内に森林区域が含まれない場合】 審査指導課で許可



土石の堆積の場合は、「完了検査」、「検査済」をそれぞれ「確認」、「確認済」と読み替える

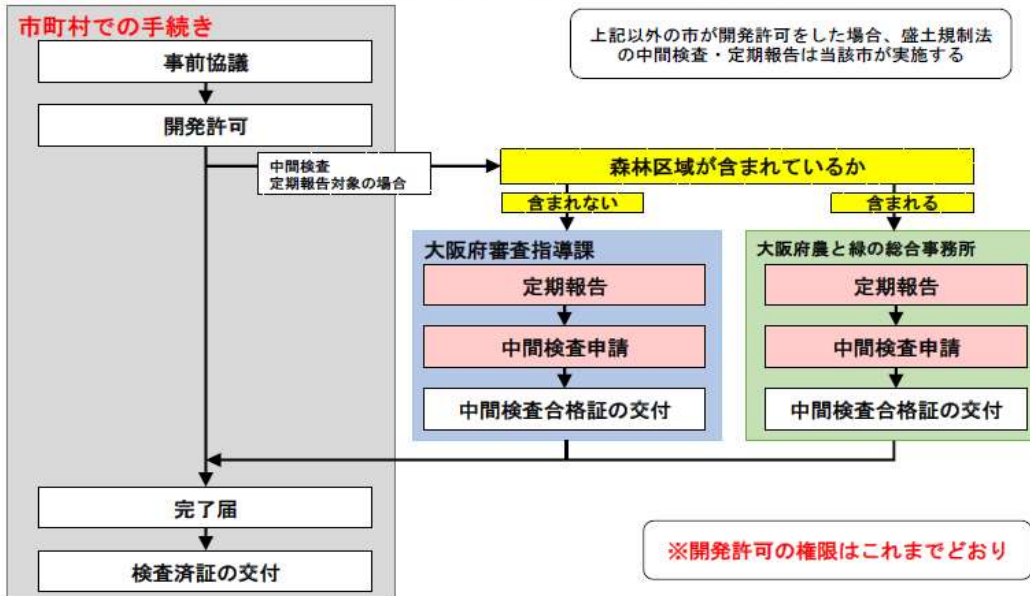
- ※② 都市計画法第29条の許可を守口市で実施する場合で、みなし許可（開発許可を受けて行う開発行為が盛土規制法の許可を要する規模に該当する場合）を行う場合において定期報告・中間検査が必要な規模の場合
⇒定期報告・中間検査のみを大阪府審査指導課にて実施

開発許可（盛土規制法みなし許可）の場合の手続きの流れ

【令和6年4月1日以降に以下の市町村が開発許可する場合】

池田市、泉大津市、守口市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町、富田林市、河内長野市、大東市、柏原市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

上記以外の市が開発許可をした場合、盛土規制法の中間検査・定期報告は当該市が実施する



※開発許可の権限はこれまでどおり

【みなし許可とは】

【宅地造成及び特定盛土等規制法15条第2項、第34条第2項】 開発許可を受けて行う開発行為が盛土規制法の許可を要する規模に該当する場合、当該開発行為は盛土規制法の許可を受けたものとみなされます。